

緊急事態条項って 必要なの?!

憲法に
緊急事態条項?



災害などの際に
国会議員任期延長?

弁護士さん教えて!

高校生

憲法に緊急事態条項を入れる話が出てますが、本当ですか? だいたい緊急事態条項って、それ何ですか?

弁護士

おおきな災害やテロが起きたら、政府に権限を集めようという話です。最近、政府や一部の政治家が災害が起きるたびに「これ、やっぱりいるよね」と繰り返し言っています。政党の政策にも入ってます。

高校生

おおきな災害とかテロが起きたら、政府に権限を集めるのも、仕方ないんじゃないですか? 東日本大震災の時も、政府に権限がないからいろいろ困ったと聞いていますけど。

弁護士

そんな必要はまったくありません。東日本大震災の後に、日本弁護士連合会(日弁連)が被災した市町村にアンケートを取ったことがあるんですが、回答してくれた市町村のほとんどが、政府への権限集中は必要ない、災害対策については、逆に現場をよく知っていて現場に近い自治体が主導すべきだと言ってます。それにわざわざ憲法に入れなくても、もう法律が整備されているから充分なんです。

高校生

法律が整備されているんですか?

弁護士

災害対策基本法とかいろんな法律が整備されてます。ですから、何で今さら、憲法に緊急事態条項入れる必要があるのかということです。

高校生

テロとか起きたときの法律は?

弁護士

それもあります。だけど、その法律は人権を制約しすぎるとかいろいろ問題があるので、日弁連では、見直しをしなければいけないのではないかと言ってます。

高校生

それでも、日本の新型コロナ対策が後手後手だったのは、憲法に緊急事態条項がなくて、欧米のようにロックダウンみたいな強力な措置ができなかったからではないんですか?

弁護士

いやいやそれは大きな誤解です。感染症対策として必要があれば、やはり感染対策特別措置法などの法律を整備して、強力な措置を取ることができるんです。憲法上の「緊急事態条項」と感染症対策の『緊急事態宣言』は、言葉は似てるけど、全くの別物です。

高校生

緊急事態のときは選挙ができないから、憲法改正で国会議員の任期を延長できるようにしようという話もあるけど?

弁護士

議員任期延長は、戦前に戦争体制整備のために濫用されています。災害大国だからこそ、法律で、災害の影響を受けにくい選挙制度に改めることこそ重要です。

高校生

じゃあ、緊急事態条項って、本当に必要ないの?

弁護士

ない、ない、必要ないです!

そもそも、憲法に緊急事態条項みたいなものを入れたら、私たちの権利や自由がものすごく制限されてしまうかもしれません。歴史を振り返ってみても、緊急事態条項を利用して、人権侵害が行われたことがありました。本当に、怖い話ですね。

高校生

必要ない、おまけに怖いものだったら、緊急事態条項は…

弁護士

いいません!

自然災害が起きたとき 緊急事態条項が 必要なんじゃないの？



すでに、法律が整備されています。(災害対策基本法など)

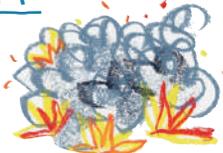


何よりも大切なことは、いざという時のために、日頃から、訓練など対策を十分にしておくことです。

緊急時、被災地から遠く離れた政府への権限の集中は、かえって混乱のもとです。



よその国が攻めてきたときや テロが起きたとき 緊急事態条項が 必要なんじゃないの？



戦争やテロなども未然防止が基本ですし、すでに事態対処法や警察法などの法律で対処がされており、憲法を改正してまで対応すべき必要性もありません。



災害などで選挙ができない時、 国会議員の任期を延長する 緊急事態条項が必要なんじゃないの？

実は、1941年に任期が延長され戦争遂行の国内体制整備のために使われたことがあり、濫用の危険性があります。任期の延長は国民の選挙権を制限することになりますから、民意の反映という点で問題があります。

緊急時には郵便など、足を運ばなくても投票できる法制度に変えて、緊急時でも選挙をできるようにするのが筋ですね。

※その他の問題点は末尾の意見書をご参照ください。



新型コロナなど 感染症対策にも 緊急事態条項が 必要なんじゃないの？



感染症対策特別措置法などの法律を整備して対処できます。政府の政策の問題です。

緊急事態条項を設けることはかえって危険です

歴史を振り返ると、『緊急事態条項』は濫用されました。戦前の日本でも緊急勅令による人権侵害が行われました。日本国憲法では、このような歴史を踏まえ、「民主政治を徹底し、国民の権利を十分に守るために」あえて緊急事態条項が設けられなかったのです。



私たち国民は、権力を「憲法」で縛っています。その縛りを解いてしまったら、表現の自由が制限され、言いたいことも言えない世の中になるかもしれません。



もう一度
よく考えよう!



緊急事態条項は、その創設が本当に必要か、よく考える必要があります。ちょっと立ち止まって、「憲法」や「緊急事態条項」を考えてみませんか？

●日弁連、全国弁護士会の憲法問題に対する考えや取り組みについては、「今、憲法を考える」ウェブサイトをご覧ください。

https://www.nichibenren.or.jp/activity/human/constitution_issue.html



●日本国憲法に緊急事態条項(国家緊急権)を創設することに反対する意見書(2017年2月17日)

https://www.nichibenren.or.jp/document/opinion/year/2017/170217_3.html

●国会議員の任期延長を可能とする憲法改正に反対し、大規模災害に備えるための公職選挙法の改正を求める意見書(2023年5月11日)

https://www.nichibenren.or.jp/document/opinion/year/2023/230511_2.html



JFBA
日本弁護士連合会

〒100-0013 東京都千代田区霞が関1-1-3

TEL03-3580-9841 日本弁護士連合会

